

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率等の総括表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、上山市の令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 3 . 6 2)	— (1 8 . 6 2)	5 . 4 (2 5 . 0)	1 1 . 2 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字比率又は連結実質赤字比率がない場合、つまり黒字の場合は「—」と記載することとされています。
- 2 早期健全化基準をそれぞれ下段の () 内に記載しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	2 0 . 0 %
下水道事業会計	—	
産業団地整備事業特別会計	—	

備考 資金不足額がない場合は、「—」と記載しています。

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
062073	山形県	上山市	－	－	5.4	11.2

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位: %)

標準財政規模 (千円)		早期健全化基準	13.62	18.62	25.0	350.0
	うち臨時財政対策債 発行可能額					
8,546,954	28,719	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和6年度決算）

Ver.06.00

団体名

山形県上市市

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	987,541	11.6
小 計		987,541	11.6
標準財政規模		8,546,954	100.0
実質赤字比率（％）		-11.55	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	52,621	0.6
	介護保険特別会計	37,781	0.4
	後期高齢者医療特別会計	919	0.0

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は**負の値**で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	819,757	9.6
	下水道事業会計	326,916	3.8
法 非 適 用 企 業			
合 計		2,225,535	26.0
標準財政規模(再掲)		8,546,954	100.0
連結実質赤字比率（％）		-26.03	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和6年度決算)

Ver.06.00

団体名 山形県上市市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)(3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額(3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額)(3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金(3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和4年度	1,149,198			343,943	113,199	46,514	228	259,448	272,075	729,722	35
令和5年度	1,101,101			351,671	110,610	46,414	333	215,934	261,811	690,452	35
令和6年度	1,050,320			333,974	119,876	46,246	763	194,068	267,791	703,078	35

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和4年度	4,421,296	3,841,004	128,574
令和5年度	4,543,144	3,839,987	59,339
令和6年度	4,484,766	4,033,469	28,719

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和4年度	5.30247
令和5年度	5.89969
令和6年度	5.09774

実質公債費比率 (3カ年平均)
5.4

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第7 条第1号)	いわゆる五省協 定により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国土土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)	
令和4年度	35,522							10,408	584	
令和5年度	35,543							10,408	463	
令和6年度	35,568							10,338	340	

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
12,202,312	43,910	4,289,070	1,029,549	1,988,206	0	0	0	0	0	0	0
(分母比)	161	1	57	14	26						

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税		
5,728,462	1,692,550	1,451,190	11,279,638	
(分母比)	76	22	19	149

将来負担額 A

19,553,047

258

—

充当可能財源等 B

18,700,650

247

=

A − B

852,397

11

=

将来負担比率（%）

11.2

標準財政規模 C

8,546,954

113

—

算入公債費等の額 D

970,904

13

=

C − D

7,576,050

100